

04

基本構想案

・課題を踏まえた目指すべき姿、コンセプトの方向性【タタキ台】

コンセプト案

軒と蔵と館が繋がる八幡町通り ～ものづくりが息づくまち～

ハード

- ◆ 軒・蔵・館の3つの外観タイプに類型化し、各々修景方針を定める。
 - 日本遺産の構成資産である足袋蔵が様々な建築様式を是としているように、“多様さ”が、八幡町繁栄を喚起。
 - かつて行田の4町人町の商店は、5尺ほど庇や出桁を出し、成る丈商品を陳列させて沿道の賑わいを演出していた。
 - 軒下（1階）を、通りに開かれた空間に再構築する。

ソフト

- ◆ 八幡町通の通りの両端の集客施設を起点に、通りを歩きたくなる・歩きやすい・歩いて楽しい空間へ再構築を目指す。
 - 八幡町＝大工町としてのクラフトマンシップ、モノやコトが創造される通りへ。
 - 人が中心の通りを創り、心地よく、八幡町通りに歩きに出かけたくなるまちへ。
 - 通りの空間を積極的にイベント活用し、多様な人の多様な交流を生む。

・修景方法を下記の3つのタイプに類型化



04



軒・出桁タイプ
庇・出し桁づくり



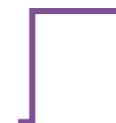
28



倉庫・蔵タイプ
下屋付き切り妻屋根、石倉・板蔵



25



館タイプ
事務所等、ビル形状のもの

・敷地内の建築に対する施策案

／ 格子・生活感の排除

- ・洗濯物等のプライベートなものは街路に面しないようにする。



／ オーニング

- ・各店の個性を出すために、あえて色を統一しない方が賑わいを演出することができる。



／ 暖簾

- ・店のサインとなる暖簾を各店に掲げることで、賑わいとショップフロントを整える役目となる
- ・当該地は店前が狭いこともあり、工夫が必要



／ 看板

- ・店のサインとなる暖簾を各店に掲げることで、賑わいとショップフロントを整える役目となる
- ・当該地は店前が狭いこともあり、工夫が必要



・街路空間（道路・歩道空間）に対する施策案

歩道幅員の確保

- ・現在は相互通行のため、歩道幅員は十分に確保できていない。
- ・歩道幅にカラーを入れて陰影をつけると、水平景に寄与
- ・事例：長野県松本市の中町通り



電柱

- ・コンクリートポールに着色する。
- ・事例：横浜市元町商店街の裏通りである元町仲通りでは電柱を地中化できず、デザインコードである緑に着色。



街灯

- ・街灯は街並み整備に合わせて雰囲気あるものの検討。
- ・現在、街灯は民地内に建柱されている。
- ・手作りの行灯で飾るのも雰囲気が良い。



自販機、室外機

- ・自販機等は外観を統一した色へ。
- ・室外機等の景観を阻害するものは隠す。今は既製品もある。



・街路空間（道路・歩道空間）に対する施策案

案内サイン

- ・まち案内の設置。
- ・商店街の入り口2か所が望ましい。
- ・例えば、裏側はセピア色の写真として懐かしい写真を掲載する等



ショップフロントスペース

- ・店と歩道との間の空地部分を言う。
- ・汚れているだけで街のイメージは壊れ、売り上げも左右するほど。
- ・ベンチ・プランター等を設置する



案内サイン

- ・木材を利用した木塀に対して、林野庁の補助金制度がある。

林野庁 外構部の木質化（木塀、木柵等）の支援事業

始まります！

外構部の木質化（木塀、木柵等）の支援事業

美しい「まちづくり」に調和する木質化の例



Before

After

平成31年に木のまちづくりに役立つ外構部の木質化対策支援事業（林野庁補助事業）が実施されます。

事業の詳細、お問い合わせはこちら

<https://www.kinohei.jp>

一般社団法人 全国木材組合連合会・全国木材協同組合連合会
TEL: 03-3592-1221(平日10:00~17:30) メールアドレス: info@kinohei.jp

ライトアップ

- ・ナイトランドスケープは賑わい演出には重要な要素。
- ・住民の安全・防犯と、観光客の増を目指すのであれば必須。



・街路空間（道路・歩道空間）に対する施策案

／ カフェ

ポケットスペース

- ・通りのアクティビティ（活動）を高めるためにカフェ等飲食できて休憩できる場所や、ポケットスペースがあると街のにぎわいに寄与し、歩行者の使用を促すことができる。
- ・デザインに配慮されたストリートファニチャーを用意すると活気ある通りを演出し、まち歩きに寄与する。



／ 環境・みどり

- ・道路幅も狭く双方向に車が行き交うので街路樹等の緑を設置することはできない。
- ・当通りは八幡神社の緑が道路空間上に滲み出しているため、遠方からでも緑が見える。
- ・敷地内に空地があれば緑化すべきであるが、街並みとしては街路樹等の緑化は行わない。



軒・出桁タイプ

- 出し桁の建築で、基本的には江戸時代の様式を更新して整備された建築。
- 近代的な材料に置き換えられているので、できるだけ基本の建築様式の戻す再生を図り、通りの中でも水平の軒先が街の街並みの流れを構成できる。
- また、看板建築で四角い建物にカバーしているものも多く、元に戻すか、館タイプのデザインとして扱うことも検討する。

■ 現況写真



倉庫・蔵タイプ

- ・特に小川商店の蔵は貴重な文化的な価値を持つ。
- ・この通りの財産でもあるので、内部の活用を含めてまちづくりの活性化拠点として検討をする必要がある。
- ・資料館のような静的よりは動的な利活用を行うべきである。
- ・切り妻屋根が通りの変化を与えている建築様式も見られるので、あえて軒タイプにそろえ水平がちに整えるよりも、まち並みにアクセント・リズムをつける存在として整備する。

■ 現況写真



館タイプ

- ・前出の2つのタイプ以外を扱う。
- ・基本的に街路に対して平滑なファサードを持っており、通りに対して壁のような存在になっている。
- ・建物も規模が大きいので、全体を整備するには大きな整備予算が必要になる。そこで、1階の部分の整備を中心に行う。
- ・板壁・ショウウィンドウ・掲示板など木質化と小庇を設けるなど、通りに賑わいを創出していただく。
- ・駐車場は通り側の出入口以外は木塀を設け、街並みの連続をつくりだす。

■ 現況写真



■ 提案パース1 笠原邸付近



■ 現況写真1



■ 提案パース2 大売出しの店付近



■ 現況写真2



■参考 完成イメージ①



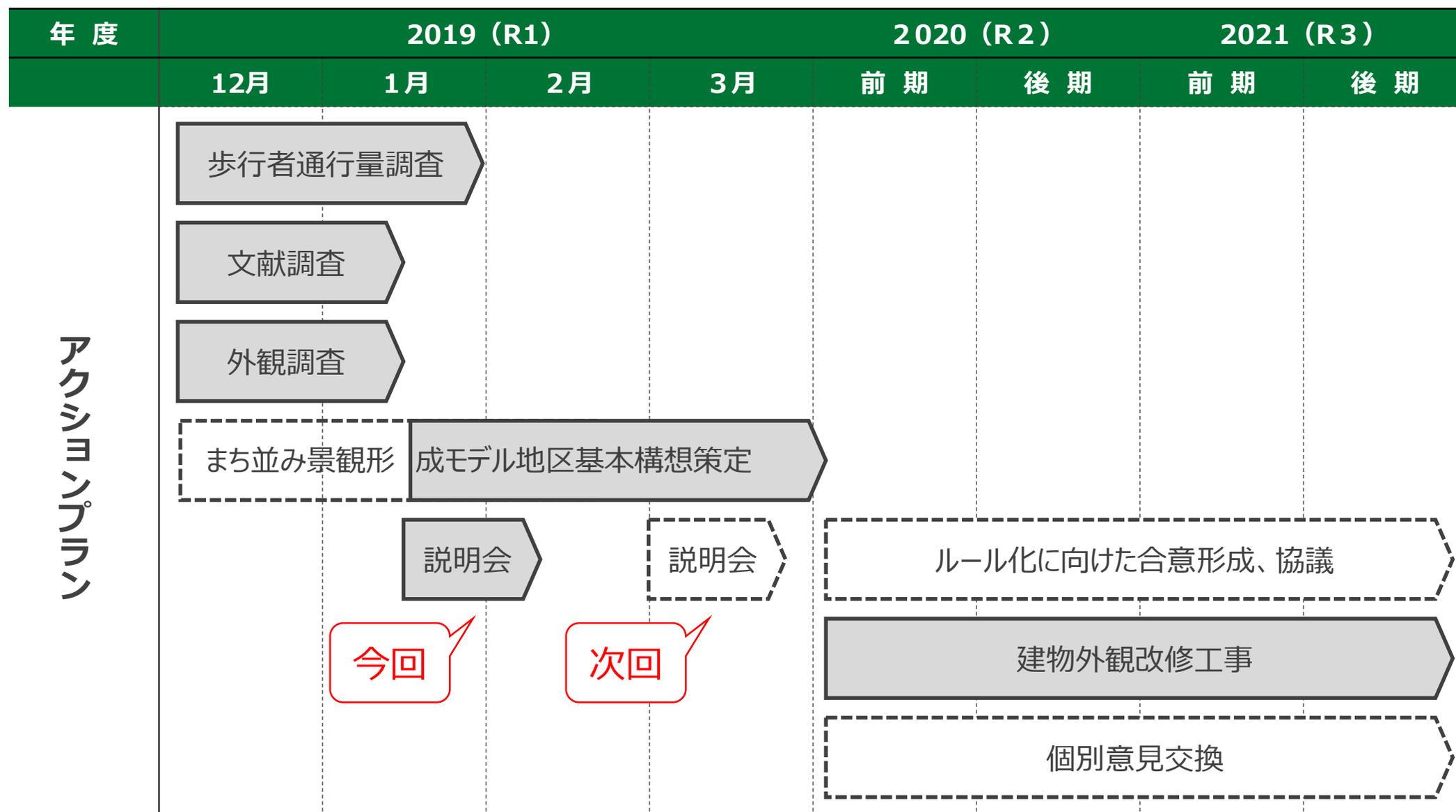
■参考 完成イメージ②



05

終わりに

- ・第4回説明会を3月末に予定
- ・次年度、再来年度に建物外観工事を予定



※合意形成の進捗状況によって、スケジュールが変更となる可能性があります

- ・恒久的ににぎわいを創出するためには、まち並み景観に対するルール化（法的な規制）が有効
- ・上記実現のためには、本通りのまち並み景観を考える、自治会等を超えた住民組織を形成し、次年度以降に修景しながら、更にルール化について議論を合意形成していくことが重要

		景観協定	建築協定	緑地協定	地区計画
根拠法令	法	景観法	建築基準法	都市計画法	都市計画法
	行田市条例	×	○	○	○
定められる項目		建築協定、緑地協定の項目に加え、工作物、かき・さくの構造、樹林地・草地についての定め、屋外広告物の掲出基準等	建築物の用途、敷地、位置、形態、意匠、構造、設備	樹木の種類、量、位置、かき・さくの構造等	建築物以外に地区施設（通路、道路、公園等）、工作物、かき・さくの構造、緑化率等
定められる区域		景観計画区域内	市全域	都市計画区域内、準都市計画区域内	都市計画区域内
手続き	策定主体	区域内住民による話し合い（全員合意）			権利関係者の意見を反映して市長が決定
	合意形成	協定者全員の合意が必要			
	許可権者	景観行政団体(市)	特定行政庁(市)	市	市
運用	効力の範囲	協定締結者（地権者が変わっても承継）			区域内全域
	有効期間	5年以上30年未満	協定者の任意（一般的に10年）	5年以上30年未満	特になし
	運用体制	協定者の代表で組織する運営員会によるチェック			市町村へ届出
	強制力	計画不適合の場合は、上記委員が是正措置を請求⇒民事裁判			市町村より勧告